

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 3 月 27 日

株式会社クラウドワークス

2024年3月27日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎

株式交換に関する事前開示事項

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、同年4月25日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社 AI tech（以下「AI tech」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、AI tech との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に掲げる事項は、以下のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以 上

株式交換契約書

株式会社クラウドワークス（以下「甲」という。）と株式会社 AI tech（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社クラウドワークス

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社 AI tech

住所：東京都千代田区神田和泉町 1 番地 6-16 ヤマトビル 405

第 3 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 4 月 25 日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第 4 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に[6.0233]を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式[6.0233]株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第 5 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める金額とする。

第 6 条（株式交換承認決議等）

- 1 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1

項に定める株主総会の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。また、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第 7 条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第 6 条各項に定める甲の株主総会又は乙の株主総会の承認が得られなかったとき（但し、甲については株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 9 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（印紙税）

本契約書にかかる印紙税は、甲乙折半して各自負担する。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 3 月 27 日

甲：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号恵比寿
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田浩一郎

乙：東京都千代田区神田和泉町 1 番地 6-16 ヤマトビル 405
株式会社 AI tech
代表取締役 秦涼一郎

**会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての
定め の 相 当 性 に 関 す る 事 項**

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	AI tech (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	6.0233
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：180,699 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

当社は、AI tech の普通株式（以下「AI tech 株式」といいます。）1 株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）[6.0233]株を割当交付いたします。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、AI tech 及び当社が協議し合意の上、変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社が AI tech の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の AI tech の株主に対して、その保有する AI tech 株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。

また、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が新たに株式を発行することを予定しています。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1 単元（100 株）未満の株式）を保有することとなる AI tech の株主については、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づく当社株式に関する単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）をご利用いただくことができます。当該制度は、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

a. 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる本株式比率の検討に際し、公平性・妥当性を確保するため、当社及び AI tech から独立した第三者算定機関である東京 M&A サービス株式会社（以下「東京 M&A サービス」といいます。）に、両社の株式価値、株式交換比率の算定を依頼しました。当社は、東京 M&A サービスから提出を受けた株式交換比率に関する算定書を踏まえて、当社及び AI tech の財務状況、業績動向等の要因を総合的に勘案した上で、AI tech との間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記（1）①に記載の本株式交換比率は東京 M&A サービスが算定した株式交換比率の範囲内であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではなく妥当であるとの合意に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

b. 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

本株式交換比率の算定に当たって、その公正性・妥当性を確保するため、当

社及び AI tech から独立した第三者算定機関である東京 M&A サービスを選定しました。なお、東京 M&A サービスは、当社及び AI tech の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

東京 M&A サービスは、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために 2024 年 3 月 26 日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の各期間の株価終値の平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社株式の 1 株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定された当社株式の 1 株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	1,380 円～1,660 円

AI tech の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を採用いたしました。算定された AI tech 株式の 1 株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円）
DCF 法	8,815 円～12,160 円

東京 M&A サービスは、株式価値の算定に際して、東京 M&A サービスに両者から提供された情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。また、当社及び AI tech の資産又は負債について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っていないとのことです。

なお、当社は、東京 M&A サービスから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(2) 交換対価として当社株式を選択した理由

当社及び AI tech は、本株式交換の対価として、当社株式を選択いたしました。

当社株式は、東京証券取引所グロース市場に上場されており、本株式交換後も引き続き流動性を有するため取引機会が確保されていること、また、AI tech の株主が本株式交換による AI tech の完全子会社化により生ずる企業価値向上の効果を享受することが可能であること等を考慮して、上記の選択は適切であると判断いたしました。

(3) 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途適当に定めるものとします。かかる取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,342	流動負債	38,181
現金及び預金	26,046	短期借入金	1,438
売掛金	1,326	未払金	2,016
前払費用	1,000	未払消費税等	70
未収入金	4,002	前受金	1,649
未収還付法人税	0	前受収益	33,008
貸倒引当金	△32	負債合計	38,181
繰延資産		(純資産の部)	
創立費	817	株主資本	△5,022
		資本金	1,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	△6,022
		その他利益剰余金	△6,022
		繰越利益剰余金	△6,022
		純資産合計	△5,022
資産合計	33,159	負債・純資産合計	33,159

損益計算書
(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	14,527
売上原価	—
売上総利益	14,527
販売費及び一般管理費	20,414
営業損失	△5,887
営業外収益	
受取利息	0
営業外費用	0
経常損失	△5,887
税引前当期純損失	△5,887
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	△5,957

株主資本等変動計算書
(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利 益 剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,000	0	0	△64	△64	936	936	
当期変動額								
当期純損失				△5,957	△5,957	△5,957	△5,957	
当期変動額合計	0	0	0	△5,957	△5,957	△5,957	△5,957	
当期末残高	1,000	0	0	△6,021	△6,021	△5,021	△5,021	

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

2 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 30,000 株

3 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 Δ 167円 39銭

1株当たり当期純損失 Δ 198円 57銭

以 上